トライアル契約書

保護主　特定非営利活動法人Peace Designと里親予定者（　　　　　　　　　　　　　）との間に、両者合意のもと、以下の通り譲渡予定動物のトライアル契約を締結した。

（目的）

1. 次の譲渡予定動物を期間を定めて保護主はこれを引き渡し、里親予定者はこれを

引き受けた。

譲渡予定動物（　　　　　　　　　）（　　　　頭）・（仮名：　　　　　　　　）

性別（オス・メス）・毛色（　　　　　　）・推定年齢／月齢（　　　　　　）

特徴　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

トライアル期間（　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日）

（トライアル）

第２条　トライアルとは、譲渡予定動物の正式譲渡に先立ち、里親予定者が里親として適

正であるかまた譲渡予定動物にとって飼育環境が適正であるかを保護主が確認するた

めに行うものである。

２ トライアル期間中、里親予定者はいかなる理由においても保護主の譲渡予定動物の

返還要求に応じなければならない。

（所有権）

第３条　トライアル期間中の譲渡予定動物の所有権は保護主にあるものとする。

２ 保護主から里親予定者への所有権の移転は、別途「正式譲渡契約」を結ぶことによ

って行う。

３ 里親予定者は、トライアル期間中の譲渡予定動物を第三者に譲渡することはできな

い。

(飼養・虐待の禁止)

第4条　里親予定者は、トライアル期間中、いかなる事由(結婚、離婚、リストラ、倒産、

引越し、海外赴任、火事、自然災害、病気、アレルギー、出産、本人死亡、家族死亡、

一家離散、譲渡予定動物の問題行動や疾患、先住動物との相性問題など)によっても、

譲渡予定動物の飼養放棄または虐待(ネグレクトを含む)を行なってはならない。

２　里親予定者は、譲渡予定動物を飼育できなくなることが予見される場合には、速や

かに保護主にこれを報告し、譲渡予定動物を返還しなければならない。

(トライアル期間)

第５条　トライアル期間中、里親予定者は譲渡予定動物に適切な給餌・給水を行なうととも

に、食器洗浄や排泄物処理等の衛生管理に努めなければならない。

２　譲渡予定動物の給餌・給水および衛生管理にかかる費用は、里親予定者の負担とす

る。

第６条　トライアル期間中、里親予定者は譲渡予定動物の健康管理に十分留意し、病気や

けがの予防に努めるとともに、必要な医療行為を速やかに受けさせなければならない。

２　譲渡予定動物に医療行為を受けさせるときには、里親予定者は保護主に対し速や

かに動物病院名・診断結果・費用について通知しなければならない。

３　譲渡予定動物の診断・治療にかかる費用は、原則として里親予定者の負担とする。

ただし、高額の医療費を伴うような重篤な疾患が明らかになった場合は、保護主と里親

予定者との協議により、双方が応分の負担を行なうものとする。

第７条　トライアル期間中、里親予定者は保護主からの譲渡予定動物の写真請求や面会請

求に応じなければならない。

２　トライアル期間中、保護主から里親予定者に対し飼育状況に関する改善要求がな

された場合には、里親予定者は誠意を持ってこれに対応し、譲渡予定動物の飼育にふさ

わしい環境を整えなければならない。

３　トライアル期間中、里親予定者から保護主に対し飼育に関する相談がなされた場

合には、保護主はこれに応じて必要な助力・助言を行なわなければならない。

第8条　トライアル期間中、里親予定者は譲渡予定動物が迷子にならないよう、首輪を装

着し、かつ、連絡先を明記した迷子札を取り付けなくてはならない。

第９条　トライアル期間中、里親予定者は譲渡予定動物を放し飼いにしてはならない。

２　譲渡予定動物が猫である場合、里親予定者はこれを完全室内飼育で管理しなけれ

ばならない。

３　万一譲渡予定動物が逸走した場合、里親予定者は速やかに保護主にこれを知らせ

るとともに、関係行政機関および近隣住民にも連絡して、譲渡予定動物の一刻も早い発

見に努めなければならない。

〇　所轄の動物管理行政窓口 　伊勢保健所志摩駐在　電話0599-43-5111

〇　所轄の警察署　鳥羽警察署　電話0599-25-0110

〇　最寄りの交番　鳥羽警察署阿児町交番　電話0599-43-0037

〇　所属自治会長・役員・班長

第１０条　トライアル期間中、万一譲渡予定動物が屋内・屋外を問わず事故にあった場合、

里親予定者はその経緯を保護主に説明するとともに、必要な場合、獣医師による診断書

を保護主に提出しなければならない。

２　トライアル期間中、万一譲渡予定動物が死亡してしまった場合、里親予定者はその経緯を保護主に説明するとともに、必要な場合、獣医師による死亡診断書を保護主に提出しなければならない。

(トライアル契約の終了)

第11条　　第１条に定めるトライアル期間が終了した時点で、保護主は里親予定者の飼育状況を確認した上で、次の各号のいずれかを選択するものとする。

　　一　里親予定者の飼育状況を適切と認め、保護主と里親予定者との間であらためて「正式譲渡契約」を結ぶ

　　二　里親予定者による譲渡予定動物の飼育継続が困難であると判断し、譲渡予定動物

の返還を求める

　　三　より適切な判断を下すために、トライアル期間を延長する

２　前項第一号による正式譲渡に備え、保護主と里親予定者は別紙「譲渡予定動物保護

中の医療費一部負担に関する覚書」をあらかじめ取り交わしておくものとする。

３　前項第二号による返還に伴う交通費その他の経費は、保護主と里親予定者双方の

等分負担とする。

第１２条　次の各号に定める条件の一つを満たした場合、第１条に定めるトライアル期間

に関わらずトライアル契約は終了し、里親予定者は譲渡予定動物を保護主に返還しな

ければならない。

一　第４条第２項の規定により、里親予定者がトライアルの打ち切りを保護主に申し

出た場合

二　第５条から第９条に定める事項に違反すると保護主が認めた場合

三　第10条第１項において、里親予定者に重大な過失があると保護主が認めた場合

四　里親予定者の経済状況、健康状態または飼育環境について、動物を飼うのに不都合

な事実の隠ぺいまたは虚偽の内容があると保護主が認めた場合

五　本契約書記載の住所・身分等に虚偽の内容があった場合

六　住所変更に際し保護主への住所変更通知を故意に怠った場合

七　その他里親予定者の責めに帰すべき事由により、保護主と里親予定者の間の信頼

　　関係が損なわれた場合

２　前項に定める事由により譲渡予定動物を保護主に返還する際の交通費その他の経

費は、里親予定者がこれを負担する。ただし、保護主がその経費の一部または全部を負

担することはこれを妨げない。

その他特約事項(特にない場合は「なし」と記載)

　上記のトライアル契約を証するため、本書を２通作成し、保護主・里親予定者各自が署名捺印の上、１通を所持するものとする。

　　　　　年　　月　　日

(保護主)

氏名　　　　　　　　　　　　　(印)　 身分証　No. (種類　　　　　　　　)

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

(里親予定者)

氏名　　　　　　　　　　　　　(印)　 身分証No.　　　　　　(種類　　　　　　　　)

世帯主氏名

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

本人以外の連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(続柄　　　　　　　)

※実家や兄弟姉妹、息子・娘家族など

【個人情報の取り扱いについて】

本契約により得た個人情報は、当該譲渡予定動物の譲渡手続きのみにおいて使用し、他に転用・開示はいたしません。

　ただし、動物の虐待や遺棄などの犯罪の防止目的に限り、警察および関係諸機関に情報を開示する場合がございます。

　個人情報管理責任者氏名：

　中田　ゆかり

　個人情報管理責任者住所・連絡先：

　　三重県志摩市磯部町恵利原２３１５番地　電話（０９０）－２１３３－１１９９